胃がん

1. 診断

（1）精密検査（確定診断）

胃の内視鏡検査が必要です。内視鏡検査では胃の内部を観察し、がんが疑われる病変があると生検（病変の一部を採って、顕微鏡で詳しく調べる検査）を行い、病理検査・病理診断*で確定診断します。さらに、超音波（エコー）検査**、CT検査、MRI検査、胸部X線検査、注腸検査等を行います。

久米島病院では、一部可能です。本島中南部のがん診療連携拠点病院や専門的がん診療機関（➔P42・43）でも可能です。

（2）病期判定

治療の方針を決めるために、病期（ステージ／stage＝病気の広がり、がんの進行の程度）を決定することが必要です。

久米島病院では困難ですが、本島中南部のがん診療連携拠点病院や専門的がん診療機関（➔P42・43）等で可能です。

*** 病理検査・病理診断**

病変の一部（組織）を薄く切り出したり、体の一部分から採った細胞を、顕微鏡で観察することにより、悪性腫瘍かどうか、異型度はどうかなど、組織や細胞の性質を詳しく調べる検査のことです。病理検査に基づいてなされる診断を病理診断といい、専門の病理医によってなされます。

**** 超音波（エコー）検査**

超音波を体の表面に当て、その超音波が体の中で反射する様子により、体の断面をみる検査です。

2. 治療　※詳細は担当医にお聞きください。

（1）手術（腹腔鏡下手術を含む）と内視鏡治療

もし手術が可能な病期であれば、多くの場合、まずは手術をします。その際に、通常の開腹手術ではなく、腹腔鏡下胃切除術（腹部に小さな穴を数ヶ所開けて、専用のカメラや器具で手術する方法）を行うこともあります。また、内視鏡を用いて胃がんを切除する、内視鏡的粘膜切除術（EMR）や内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）などを用いることもあります。

久米島病院では困難ですが、本島中南部のがん診療連携拠点病院や専門的がん診療機関（➔P42・43）等で可能です。

（2）薬物療法（抗がん剤、分子標的治療薬、免疫チェックポイント阻害薬など）

手術が成功しても、手術後に薬物療法が必要なことがあります（術後補助薬物療法）。また病期によっては、最初から薬物療法を行う場合があります。

本島中南部のがん診療連携拠点病院や専門的がん診療機関（➔P42・43）で可能です。

球美の島診療所でも、経口（飲み薬）抗がん剤であるテガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム（ティーエスワン® ／TS-1）単独療法は可能な場合がありますが、その他の薬物療法は困難です。

久米島病院では、初回の薬物療法は困難です。しかし、他の医療機関で初回治療が行われた薬物療法の継続は可能なことがあります。久米島病院へまずはご相談ください。